

「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化 (著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関する基本的な考え方 (審議経過報告)

令和 2 年 2 月 4 日
文化審議会著作権分科会
著作物等の適切な保護と
利用・流通に関する小委員会

「放送コンテンツのインターネット上での同時配信等に係る権利処理の円滑化
(著作隣接権に関する制度の在り方を含む)」に関しては、下記の 4 項目の考え
方に沿って、関係者（事業者と権利者の双方）の意向を十分に踏まえつつ、より
具体的な検討を早急に進める必要がある¹²。

1. 検討の射程・優先順位

- 規制改革推進会議における議論や総務省から文化庁に対する通知³の内容、
それらの背景にある「放送とインターネット配信で著作権法上の権利の在り方
に差異があることで権利処理がより困難となっている」という問題意識を踏ま
え、①レコード⁴及びレコードに録音された実演並びに映像実演の利用円滑化
(著作隣接権の取扱い)(下記 3. に記載した現行規定の拡充を含む)から検討
に着手することとしつつ、②その他の課題(著作権の取扱いを含む)につい
ても、放送事業者からの要望が強いことを踏まえ、その緊急性・重要性に
応じて、継続的かつ総合的に検討を行うこととする⁵。
- 特に、①については、間もなくNHKによる(常時)同時配信が開始される
ことも踏まえつつ、来年度早期から具体的な検討を進め、可能な限り早急に結
論を得る必要がある。

¹ 民放各社は「常時同時配信」の実施については判断しておらず、さらに同時配信等の実施については、権利処理上の課題等の議論とは別に、各社が個別に経営判断により決定すべきものである(「同時配信等に伴う権利処理の円滑化のため対応が必要な課題 取りまとめ」(総情作第 56 号令和元年 11 月 15 日 総務省情報流通行政局長通知)より抜粋)。

² 具体的な検討を進める際には、その前提として、諸外国の制度・運用や本件に関するライセンス実態等の基礎的な情報についても確認しておく必要がある。

³ 注 1 に記載の通知

⁴ 著作権法における「レコード」(物に音を固定したもの)を指しており、CD などのパッケージに記録された音源に限らず、配信専用音源などを含む。

⁵ オブザーバー(在京民放キー局)から、むしろ集中管理が進んでいない分野(音楽・レコード以外)における課題である②の方が検討の優先度が高いと考えている旨の発言があった。

2. 対象とするサービスの範囲

○ 総務省における取りまとめ内容等を踏まえ、いわゆる放送の同時配信に限らず、一定期間のなかでリニア放送と意図して時間をずらし配信するもの⁶や、その一定期間終了後に再活用する配信⁷など⁸を含め、放送コンテンツのインターネット配信に係る事業者の多様なニーズ（将来的な事業の見通しを含む）に対応した措置を検討することとする。

(※) 民放テレビ事業者の多くは放送の同時配信等を本格実施しておらず、民放テレビ事業者が行う同時配信等サービスの具体像は明確になっていないため、多様かつ柔軟な同時配信等サービスの可能性が担保できるように留意して検討する必要がある。

(※) いわゆる「ウェブキャストイング」については、放送コンテンツのインターネット上での同時配信等とは、背景となる制度や実施主体⁹、権利処理に当たっての課題、権利者に与え得る影響、サービス・コンテンツの多様性（内容面の規制がない）や課題の緊急性等に差異があり、一律に取り扱うことは難しいと考えられる¹⁰。ただし、いずれも国際条約に定める公衆への伝達に該当する点で共通していること¹¹、広く一斉にコンテンツを伝達する手段として国民のニーズに応える重要な役割を担っていること¹²も踏まえながら、「ウェブキャストイング」に係る権利処理の円滑化も視野に入れつつ、検討を進めることとする¹³¹⁴¹⁵。

⁶ 追っかけ配信（Play-back）や見逃し配信（catch-up）等。

⁷ VoD 展開やアーカイブ活用等。

⁸ 具体的な検討を進める際には、その前提として、多種多様なサービスの内容・位置付けを整理しておく必要がある。

⁹ 委員から、ウェブキャストイングについては実施主体として匿名の個人等も含まれるため、仮に補償金付き権利制限を設けた場合に補償金の徴収等を適切に行うことが困難となる可能性があるという指摘があった。この点については、他の委員から、アメリカのように、許諾権は維持しつつ一定の要件の下で強制許諾を行うなどの手法によって解決可能だという意見があった。

¹⁰ 委員から、運用改善についてはウェブキャストイングも共通で議論できるという指摘があった。

¹¹ 委員から、諸外国の著作権法では、放送もウェブキャストイングも同じ取扱いをしている例が多いにもかかわらず、何故日本では別個の取扱いにしなければならないのか、調査研究を含め、根本的な検討が必要であるとの意見があった。

¹² 委員から、同時配信と伝送経路が同じであることからイコールフットイングに留意する必要があるという指摘があった。

¹³ 委員から、ウェブキャストイングにおけるレコードの利用は集中管理が進んでおらず、円滑な権利処理が課題となっている実態があるという指摘があった。これに対しては、レコード製作者の団体では2018年3月に集中管理を実施する方針を既に決定しており、実演家団体との協議を1年半にわたって進めている状況にあるという説明があった。

¹⁴ 委員から、来期の検討においては、ウェブキャストイング事業者からのヒアリングも実施すべきであるという意見があった。

¹⁵ 委員から、日本では、ヨーロッパのようなウェブキャストイングのメディア全体のなかでの位置付けについての議論がなされていないため、十分な議論をするための条件が整っていないが、現実のネットシフトは急速に進んでいるため、さほど猶予はないという指摘があった。

3. 権利処理の円滑化のための手法

- まずは、権利情報を集約したデータベースの充実・利便性向上、著作権等管理事業者による集中管理の促進など、運用面の改善を着実に進めることとする。
- それと並行して、いわゆるアウトサイダーへの対応など、同時配信等を円滑に行う上でボトルネックになる課題、すなわち、運用面の改善では対応し切れないと考えられる課題の解決に資するような法整備を検討することとする。
- その際、放送等にのみ適用される現行規定（例：第38条第3項（営利を目的としない公の伝達）、第40条第2項（行政機関における演説等の利用）、第68条（著作物の放送に当たっての裁定））を放送の同時配信等に拡充することについても、個々の規定の趣旨や見直しが権利者に与える影響の程度等に留意しつつ、併せて検討を行うこととする。

（※）なお、いわゆる「レコード演奏権」については、本件とは問題の所在も関係する事業者も大きく異なる一方で、公衆への伝達に関わる権利の取扱いという点では共通性もある。こういった点も踏まえながら、別途、今後の取扱いを検討することが適当である¹⁶（レコード演奏権に関する検討・調整に時間を要することで、本件への対応が遅れることは避けるべきである）。

4. 権利者の利益保護への配慮

- 新たな法整備の検討に当たっては、既に形成されているライセンス市場又は形成される見込みの高いライセンス市場を阻害しないよう十分に注意するとともに、権利者の利益保護について適切な配慮を行う必要がある（例：仮に新たな権利制限規定の創設を行うとした場合の補償金請求権の付与など）¹⁷。
- その際、サービスの実態に応じた適正な対価とすること（補償金の決定方法を含む）や、様々な権利者が適正な対価を受け取れるようにすること（補償金の適切な分配の在り方を含む）にも十分に留意する必要がある。

（以上）

¹⁶ 委員から、バランスのとれた議論を行うためにも、公衆への伝達に関わる制度の見直しという視点から、「レコード演奏権」についても、導入に向けた検討を早期に開始する必要がある旨の意見があった。

¹⁷ 委員から、集中管理できていない部分に限定した議論をすべきであり、拡大集中許諾制度などを検討することは意義があるのではないかとの意見があった。